

## 知多市子ども食堂運営費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知多市子ども食堂運営費補助金（以下「補助金」という。）は、子どもの健やかな成長のため、子どもが地域で安心して過ごすことのできる居場所づくり等を目的とした子ども食堂の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業)

第2条 補助事業は、市内において子ども食堂を設置し、及び運営する事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 子ども食堂の利用者は、市内に在住する子ども（18歳未満の者をいう。以下同じ。）であって、支援を必要とするものであること。ただし、その者の保護者並びにその他の子ども及び地域の高齢者、障がい者等が利用することを妨げない。
- (2) 子ども食堂を開催する時間は、1開催日当たり2時間以上であること。
- (3) 1回の開催につき、平均して5人以上の子どもが利用していること。
- (4) 食事の提供における子どもに係る負担は、無料又は低額（食材費相当額程度）であること。
- (5) 食事の提供のほか、学習面での支援、レクリエーション活動の場の提供等により、子どもが安心かつ健全に過ごせる環境を確保するよう努めること。
- (6) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、管轄の保健所の指導に基づき、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等諸法令に基づく適切な衛生管理を行っていること。
- (7) 開催日においては、常駐の責任者を配置すること。
- (8) 設備、周囲の環境、開催時間等に配慮するとともに、利用者及び事業従事者の傷害保険に加入する等の安全確保に努めること。
- (9) 営利活動（利用者からの食材費相当額程度の徴収を除く。）、宗教的活動又

は政治的活動を行わないこと。

2 前項の規定に基づき、子ども食堂を設置しようとする者又は設置する者が、やむを得ない事由により一時的に行うフードパントリー（弁当配布を含む。）等の代替事業で、市長が適当と認める場合は補助事業とすることができる。

（補助対象者）

第3条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 子ども食堂を1年以上継続して運営する意思及び能力を有すると認められる団体
- (2) 市内に活動拠点のある3人以上により構成される法人その他の団体であって、組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等を有しているもの
- (3) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、管轄の保健所の指導に基づき、食品衛生法等諸法令に基づく適切な衛生管理体制を構築する団体
- (4) 活動の内容が公序良俗に反するものでない団体
- (5) 知多市暴力団排除条例（平成23年知多市条例第16号）に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体

（補助の対象）

第4条 市長は、前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

3 補助金は、補助金の交付を申請する日の属する年度の4月1日から当該年度の3月31日までの間に開催する子ども食堂に係る補助対象経費に対して交付するものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、知多市子ども食堂運営費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該年度の7月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の会則、規約、構成員の名簿
- (4) 子ども食堂の活動内容が分かる資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第6条 市長は、交付の決定をしたとき及びこれに条件を付けたときは、速やかに知多市子ども食堂運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知多市子ども食堂運営費補助金計画変更申請書（第3号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額を変更せず、かつ、次に掲げる変更であるときは、変更内容を記載した書面の提出をもって承認したものとみなす。

- (1) 経費の配分の変更が、経費の能率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、経費の目的の実質的変更がなく、当該経費の20パーセント以内の変更
- (2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

(変更決定の通知)

第10条 市長は、計画変更を承認したときは、速やかに知多市子ども食堂運営費

補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、知多市子ども食堂運営費補助金実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（額の確定等）

第12条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、知多市子ども食堂運営費補助金確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付）

第13条 補助金は、額の確定後に交付する。ただし、規則第18条第2項の規定により概算払又は前金払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市子ども食堂運営費補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更したときは、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(委任)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助金の額
食材費、謝礼金（交通費含む。）、使用料、賃借料、光熱水費、広報費、消耗品費、保険料等子ども食堂事業を実施する上で必要と認められる経費	1 開催日当たり2,000円を上限とする

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 団体の構成員の賃金、団体の事務所の維持管理費等の団体の運営に係る経費
- (2) 団体の構成員の親睦等のための会合及び会議の開催に係る経費並びに飲食費

第1号様式（第5条関係）

知多市子ども食堂運営費補助金交付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年度において子ども食堂事業を行うため、次のとおり知多市子ども食堂運営費補助金の交付を申請します。

交 付 申 請 額	円
子 ども 食 堂 名 称	
子 ども 食 堂 開 催 場 所	
総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 団体の会則、規約、構成員の名簿 4 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

知多市子ども食堂運営費補助金交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付で交付申請のあったことについては、次のとおり交付決定したので、知多市子ども食堂運営費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

子ども食堂の名称	
交付決定額	円
交付の条件	



第3号様式（第9条関係）

知多市子ども食堂運営費補助金計画変更申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業について、  
計画を変更したいので、次のとおり申請します。

子ども食堂の名称	
変更後の補助金 交付申請額	円
計画変更の理由	
計画変更の内容	

備考 「計画変更の内容」欄は、交付申請書に記載した事項又は添付書類に記載した事項  
について、変更前と変更後が比較対照できるように記載しなければならない。

第4号様式（第10条関係）

知多市子ども食堂運営費補助金変更交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付け計画変更申請書により、年 月 日付け知多市 指令 第 号で通知した交付決定について次のとおり変更決定したので、知多市子ども食堂運営費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

子ども食堂の名称	
変更交付決定額	円
交付の条件	

第5号様式（第11条関係）

知多市子ども食堂運営費補助金実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業  
が完了したので、次のとおり報告します。

子ども食堂の名称	
交 付 決 定 額	円
実 施 期 間	
補助対象経費の実績額	円
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 その他市長が認める書類

第6号様式（第12条関係）

知多市子ども食堂運営費補助金確定通知書

知 発第 号  
年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、知多市子ども食堂運営費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

子ども食堂の名称	
交 付 決 定 額	円
確 定 額	円

第7号様式（第13条関係）

知多市子ども食堂運営費補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定又は補助金額  
の確定を受けた補助事業について、次のとおり請求します。

子ども食堂の名称			
請 求 金 額	円		
交 付 決 定 又 は 確 定 額	円		
上記のうち受領済額	円		
振 込 口 座	金融機関名		
	店 名		
	預 金 種 別	口 座 番 号	
	フリガナ		
	口座名義人		